新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(平成29年12月11日条例第37号)【抜粋】

(周辺地域の住民に対する説明等)

- 第7条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営も うとする住宅ごとに、次に掲げる事項について、法第3条第1 項の届出をしようとする日の7日前までに、住宅の周辺地域の 住民(住宅を構成する建築物に居住する者その他の新宿区規則 (以下「規則」という。)で定める者に限る。)に対し、書面 により説明しなければならない。
  - (1) 商号、名称又は氏名及び連絡先
  - (2) 住宅が住宅宿泊事業の用に供されるものであること。
  - (3) 住宅の所在地
  - (4) 住宅宿泊事業を開始しようとする日
  - (5) 法第 9 条第 1 項(法第 36 条において準用する場合を含む。) の規定により宿泊者に対して説明すべき同項に規定する事項
  - (6) 法第 11 条第 1 項の規定による住宅宿泊管理業務の委託(以下単に「住宅宿泊管理業務の委託」という。)をする場合においては、その相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称 又は氏名及び連絡先
- 2 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第3条第1項の届出の際に、併せて、前項の規定による説明を行った旨及びその内容を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。
- 3 住宅宿泊事業者は、第1項第1号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の7日前までに、その旨を第1項の住宅の周辺地域の住民に対し、書面により説明しなければならない。
- 4 住宅宿泊事業者は、前項の規定による説明を行ったときは、速 やかに、その旨及び内容を規則で定めるところにより区長に報 告しなければならない。

(届出住宅の公表)

- 第12条 区長は、届出住宅に関する次に掲げる事項を公表しなければならない。
  - (1) 所在地
  - (2) 住宅宿泊事業者の連絡先

- (3) 第7条第1項の規定による説明が完了した年月日
- (4) その他規則で定める事項
- 2 住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅についての前項第 2 号の規定の適用については、同号中「住宅宿泊事業者の連絡 先」とあるのは、「住宅宿泊管理業務の委託の相手方である住 宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先」とする。